

子ども向け創造的ICT活用学習体験事業

企画運營業務委託仕様書

令和7年9月5日現在
沼田市総務部企画政策課

1 事業の目的

沼田市では、令和7年1月15日に策定した「沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、「未来を担うたくましいひとづくり・まちづくりを目指した教育」を推進し、誰一人取り残されず、すべての子どもの可能性を引き出す学びの環境づくりに取り組んでいる。その中核となる施策の一つが、一人一台端末を効果的に活用した教育の充実であり、情報を収集・整理・比較し、わかりやすく発信する力や、課題に対して自ら考え解決していく力を育むことを目指している。

本事業は、この方針のもと、創造的なICT活用による学習体験を通じて、子どもたちが主体的に学び、協働しながら課題解決に挑戦する力を育むことを目的とする。あわせて、地域全体でICT教育を推進できる体制づくりに向けた基盤整備にも取り組むものである。

2 事業の概要

(1) 展望

沼田市は、子ども向け創造的ICT活用学習体験事業(以下「本事業」という。)を3カ年計画で推進することを計画しており、本仕様書は、そのうち1年目の実施内容等について記載している。

必ずしも3カ年間の事業継続を確約するものではないが、1年目の事業成果が沼田市の求める水準以上であると判断した場合は、沼田市は事業継続を決定し、2年目、3年目の開催は、1年目に事業実施した者との契約を前提に検討する。

(2) 実施内容

沼田市内の小・中学生等を対象として、創造的なICT活用による学習体験イベント(※)(以下「学習体験イベント」という。)を実施すること。

(※)「創造的なICT活用による学習体験イベント」の要件

子どもたちが主体的に学び、協働しながら課題解決に取り組む力を養うことを目的に開催するプログラムであり、仮想空間やインタラクティブなデジタル教材等を活用し、参集型かつ体験型であることを要件とする。

(3) 実施基準

- ・ 学習体験イベントの対象者は、沼田市内に在住又は沼田市内の学校に在学の小中学生とする。
- ・ 学習体験イベントの実施回数は3回以上とし、各回の参加者は10名以上とする。
- ・ 学習体験イベントは、必ずしも1日で完結する必要はない。また、2年目以降は、学習体験イベントの実施回数を12回以上に設定することを検討している。
- ・ 例えば、学習体験イベントの参加者やメンター等の協力者を増加させる目的で学習体験イベントとは別にプロモーションのためのイベントを実施することも可とするが、この参加者は学習体験イベントの参加者には含まない。プロモーションの対象者は、群馬県内の大学に通う大学生や地域住民など、拡大して差し支えない。
- ・ 学習体験イベントの実施日時は協議の上決定するが、対象者の属性を考慮し、土日祝日等での開催を優先的に検討する。また、1回あたりのイベントの時間は6時間程度（休憩を含む）を想定している。
- ・ 学習体験イベント時に参加者のサポートを行える体制をつくること。また、専門的な知識や技術を有する者が、対象者に対し、アドバイザリーやフィードバック等を実施すること。
- ・ イベントへの協力等を通じ、ICT教育を地域全体で推進できる体制づくりの一環として、学生や保護者、地域住民等を中心としたメンター候補者によるサポート体制を構築し、将来的なメンター育成につなげること。
- ・ 学習体験イベントに必要な資機材（コンピュータ等）を手配・準備すること。
- ・ 会場は、沼田市役所1階の多目的スペースとする。会場には常設の光回線があり、使用料は徴収しない。ただし、参加者がネット回線へ接続するために必要なWi-Fiルーター等は事業者が手配すること。

3 委託内容

(1) 事業の企画

- ・ 「子ども向け創造的ICT活用学習体験事業企画運営業務委託に係る企画提案実施要領」に基づき選定された企画提案書（以下「企画提案書」という。）をもとに、詳細な企画書を作成すること。
- ・ 企画書の内容は、事業コンセプト、スケジュール、イベントの具体的内容、得られる効果及び進行方法等を具体的に示し、沼田市と協議の上作成すること。

(2) 学習体験イベント時のテキスト等の準備

仕様書

- ・ 学習体験イベントで使用するテキスト等の内容を沼田市と協議の上、実施初日の1週間前までに完成させること。
- ・ テキスト等は、その全部又は一部を小中学校の教員や沼田市教育委員会で共有することを予定している。

(3) 当日までの準備

- ・ 学習体験イベント等の開催要項を作成すること。
- ・ プロモーションを実施し、集客に努めること。広報紙「広報ぬまた」や市公式SNS等での発信が必要な場合も、原稿作成は受託事業者が行うこと。
- ・ チラシ等の印刷物を使用する場合、その作成費用は本業務の契約金額に含むものとし、沼田市は追加的負担を行わない。

(4) 学習体験イベント等の運営

- ・ 運営対象には学習体験イベントのほか、プロモーションのためのイベントを別に行う場合も含む。
- ・ 学習体験イベントの様子は動画等で撮影し、講師によるアドバイザリーやフィードバック等を含めアーカイブ化し、沼田市に提供すること。撮影に際しては、参加者・保護者の肖像権等について受託事業者の責任で同意を取得すること。
- ・ 動画等の大容量データは、沼田市が指定する方法で納品すること。
- ・ アーカイブ対象は、テキスト等の内容を全て修了するまでの一連の学習体験イベントとする。各回完結型で同一内容を実施する場合は、全ての回を撮影する必要はない。

(5) 事業の効果測定

適切な方法で事業の効果測定を行い、実施結果報告書を作成すること。

4 費用

契約金額は、本業務の遂行に直接必要な経費の積算によるものとする。

5 業務成果の取扱い

(1) 業務成果の報告

委託業務が完了したときは、実施結果報告書のほか、沼田市所定の業務完了報告書を提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

ア 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は沼田市に帰属する。成果物に第三者の著作物が含まれる場合は、当該著作物

の著作権は従前の権利者に帰属するが、沼田市はこれを無償・非独占的に使用できるものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。

イ 受託事業者は、制作物を改変した上で、他事業で利用することは可とするが、成果物をそのまま利用することはできない。

ウ 受託事業者は、著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は責任者を置き、沼田市と常時連絡が取れる体制とする。
- (2) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、沼田市の承認を得ること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (4) 契約書や仕様書に疑義が生じた場合は速やかに協議すること。
- (5) 関係法令を遵守すること。
- (6) 契約終了後も監査等に協力し、関係帳簿は、事業完了の翌年度から5年間保存すること。
- (7) 業務上知り得た秘密や個人情報、契約期間後も第三者に漏らしてはならない。

7 その他の事項

- (1) 業務の全部を一括再委託することは認めないが、外部講師の招聘は再委託には含まれない。部分的な再委託は、沼田市の事前承諾を得ること。
- (2) 資機材は、受託事業者が準備するが、会場備品(机・椅子・ホワイトボード等)は、これに含まず、沼田市が所有するものを無償で利用することとする。
- (3) 個人情報を扱う場合は、関連法令を遵守すること。
- (4) 記載のない事項は、沼田市の指示に従うこと。
- (5) 第三者との紛争は、受託事業者が責任をもって解決すること。